

平成 12 年 1 月 28 日 制定（空事第 11 号、空航第 62 号）

平成 28 年 8 月 18 日 一部改正（国空航第 3216 号）

国土交通省航空局長

救急の用に供する医薬品及び医療用具について

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 150 条第 2 項の規定により、航空運送事業の用に供する航空機（航空法第 4 条第 1 項各号に掲げる者が経営する航空運送事業の用に供するものを除く。）であって客席数が 60 を超えるものに装備しなければならない救急の用に供する医薬品及び医療用具（以下「救急用医薬品等」という。）について、下記のとおり定める。

記

1. 救急用医薬品等

- (1) 救急用医薬品等は、航空機内で救急患者が発生した場合に、当該機に乗り合わせている医師又は医師の指示を受けた看護師（以下「医師等」という。）が応急手当に用いるためのものであり、その取扱い等に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）等関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 航空機内に装備しなければならない最小限の救急用医薬品等は、原則として別表 1 のとおりとする。

なお、医薬品医療機器等法関係法令を遵守した上で、航空運送事業者の判断により、別表 1 に示す以外の救急用医薬品等を追加することができる。別表 2 に追加することができる標準的な救急用医薬品等の例を示す。

ただし、麻薬、覚せい剤及び向精神薬（別表 1 及び別表 2 に掲げられた向精神薬を除く。）を装備してはならない。
- (3) 救急用医薬品等の内容は、その使用実績等を見た上で、3 年後を目処に見直しを行うこととする。

2. 管理の体制等

- (1) 航空運送事業者においては、救急用医薬品等を収納する箱（以下「当該箱」という。）の取扱いを管理する総括責任者を指名すること。

- (2) 当該箱の要指示薬（毒薬、劇薬及び向精神薬を含む。）の購入管理は医師又は薬剤師が行うこと。
- また、購入、譲渡（医師への交付）、廃棄等に関する記録を適切に行うこと。
- (3) 当該箱の航空機内での管理は、機長が行うこと。ただし、医師等による当該箱の使用に際しての管理については、客室乗務員に委ねることができる。
- また、盗難、紛失等の事故が生じたときには、適切な措置を行うこと。
- (4) 救急用医薬品等の貯法、有効期間の管理を適切に行うこと。
- また、向精神薬を廃棄するときには、購入管理を行う医師又は薬剤師が、回収することが困難な方法により行うこと。
- (5) 毒薬、劇薬及び向精神薬は、当該箱内において他の医薬品と明瞭に区分して配置すること。
- (6) 当該箱は、施錠の上、封印をすること。
- (7) 当該箱に、医薬品及び医療用具一覧と、日本語の他に外国語（少なくとも英語を含む。ただし、国内運航を行う場合は除く。）の手引き書を備え置くこと。
- (8) 当該箱は、医師等が使用することとし、客室乗務員は、使用前に医師等の資格の確認に努めること。
- (9) 当該箱を使用した場合、客室乗務員は使用した医薬品及び医療用具並びに診療内容を報告書に記録し、当該報告書に使用した医師等の署名を得ること。
- (10) 前項の報告書は、航空運送事業者において少なくとも5年間保存すること。
- (11) 国際運航を行う航空機においては日本出発時に、また、国内運航を行う航空機においては当該箱を装備することができる飛行場の出発時に、原則として規定の内容量を装備すること。
- (12) 医薬品医療機器等法第69条第4項並びに第69条の2第1項及び第2項並びに麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項に基づく立入検査等が行われる場合は、これに協力すること。

附 則

1. この通知は、平成12年2月1日から適用する。
2. 「航空機に搭載する救急用医薬品及び医療用具について」（平成11年3月24日付空事第141号、空航第208号）は、廃止する。

附 則（平成28年8月18日国空航第3216号）

この通知は、平成28年8月18日から適用する。

最小限装備しなければならない救急用医薬品等

| 医薬品 | 剤型 | 一般名、含量等 | (参考) 代表適応病 態 | 医薬品名 (例示) | 数量(注1) | | |
|------------|----------|---|--------------------|--------------|--------|----|----|
| | | | | | 国際 | 国内 | |
| 点滴溶液 | 注射液 | 別表 2 に掲げられた点滴溶液から液量 200ml 以上のもの | ショック状態 | ソルラクト等 | | 2 | 1 |
| ブドウ糖溶液 | 〃 | 20% ブドウ糖溶液 20ml | 低血糖 | 糖液注 20% 等 | | 4 | 2 |
| 強心昇圧剤 | 〃 | アドレナリン 1mg | 心収縮力低下 | ボスミン等 | 劇 | 4 | 2 |
| 副腎皮質ステロイド剤 | 〃 | ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム 500mg、又はこれと類似の効果を有するもの | ショック状態 | 水溶性ハイドロコト等 | | 2 | 2 |
| 非麻薬性鎮痛剤 | 〃 | ペンタゾシン 15m | 胸痛、胆石発作 | ソセゴン等 | 向劇 | 4 | 2 |
| 鎮静剤 | 〃 | ジアゼパム 10mg | 痙攣 | ホリゾン等 | 向 | 4 | 2 |
| 子宮収縮剤 | 〃 | メチルエルゴメトリンマレイン酸塩 0.2mg、又はこれと類似の効果を有するもの | 出産後出血 | メチルエルゴメトリン等 | 劇 | 1 | — |
| 利尿剤 | 〃 | フロセミド 20mg、又はこれと類似の効果を有するもの | 心不全 | ラシックス等 | | 2 | — |
| 抗ヒスタミン剤 | 錠剤 | d-クロルフェニラミンマレイン酸塩 2mg、又はこれと類似の効果を有するもの | 蕁麻疹 | ポララミン等 | | 10 | — |
| 冠動脈拡張剤 | 〃 | ニトログリセリン 0.3mg | 狭心症 | ニトログリセリン等 | 劇 | 10 | 10 |
| 血圧降下剤 | カプセル又は錠剤 | ニフェジピン 10mg、又はこれと類似の効果を有するもの | 血圧上昇 | アダラート等 | 劇 | 10 | 10 |
| 消毒薬(注2) | 液 | 消毒用エタノール 100ml 又はこれと類似の効果を有するもの | | 消毒用エタノール | | 1 | 1 |
| 〃 | 〃 | ベンザルコニウム塩化物 100ml、又はこれと類似の効果を有するもの | | オスバン等 | | 1 | — |

(注1) 国際は国際運航を行う航空機に適用するもの、国内は国内運航を行う航空機に適用するものを示す。

(注2) 他の医薬品及び医療用工具箱に収納してよいもの

(注3) 標記中、劇：劇薬、向：向精神薬を示す。

| 医療用具 | 規 格 | 数量 (注 1) | |
|--------------------|----------------|----------|------|
| | | 国際 | 国内 |
| 輸液セット | | 2 | 1 |
| 注射器 | 20ml、10ml、5 ml | 各 2 | 各 2 |
| 〃 | 2.5ml | 4 | 2 |
| 注射針 | 23G、21G | 各 10 | 各 10 |
| 翼状針 | 21G | 4 | 2 |
| 駆血帯 | | 1 | 1 |
| エアウェイ (注 2) | 大、中、小 | 各 1 | — |
| バイトブロック (注 2) | 中 | 1 | — |
| 用手式蘇生バッグ (注 2) | | 1 | — |
| 用手式蘇生バッグ用マスク (注 2) | 大、中 | 各 1 | — |
| アンプルカット (注 2) | | 適宜 | 適宜 |
| ガーゼ (注 2) | | 適宜 | — |
| 絆創膏 (注 2) | | 適宜 | — |
| カット綿 (注 2) | | 適宜 | 適宜 |
| 消毒綿棒 (注 2) | 大、中 | 各 5 | — |
| 血圧計 (注 2) | | 1 | 1 |
| 聴診器 (注 2) | | 1 | 1 |

(注 1) 国際は国際運航を行う航空機に適用するもの、国内は国内運航を行う航空機に適用するものを示す。

(注 2) 他の医薬品及び医療用具箱に収納してよいもの

追加することができる標準的な救急用医薬品等（国際線／国内線共通）

| 医薬品 | 一般名 | 剤型 | 医薬品名（例示） | |
|----------------|--------------------------|------|-----------------|----|
| 点滴溶液（注1） | 生理食塩液 | 注射液 | 生理食塩液等 | |
| 〃 | 5% ブドウ糖溶液 | 〃 | ブドウ糖注射液 | |
| 〃 | 開始液 | 〃 | ソルデム1等 | |
| 〃 | 維持液 | 〃 | ソリター-T3号等 | |
| 〃 | 乳酸リンゲル | 〃 | ソルラクト等 | |
| 〃 | ブドウ糖加乳酸リンゲル | 〃 | ソルラクトD等 | |
| 〃 | ソルビトール加乳酸リンゲル | 〃 | ラクテックG等 | |
| 〃 | デキストラン40・乳酸リンゲル | 〃 | 低分子デキストランL等 | |
| ブドウ糖溶液（注1） | 20% ブドウ糖溶液 20ml | 〃 | 糖液注 20%等 | |
| 強心昇圧剤（注1） | アドレナリン | 〃 | ボスミン等 | 劇 |
| 〃 | ドパミン塩酸塩 | 〃 | イノバン等 | 劇 |
| 強心剤 | ジゴキシン | 〃 | ジゴキシン | 劇 |
| 副腎皮質ステロイド剤（注1） | ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム | 〃 | 水溶性ハイドロコト等 | |
| 〃 | メチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウム | 〃 | ソル・メドロール等 | |
| 副腎皮質ステロイド配合剤 | ベタメタゾン・d-クロルフェニラミンマレイン酸塩 | 配合錠剤 | セレスタミン等 | |
| 鎮痙剤 | ブチルスコポラミン臭化物 | 注射液 | ブスコパン等 | 劇 |
| 〃 | チメピジウム臭化物水和物 | 〃 | セスデン | 劇 |
| 非麻薬性鎮痛剤（注1） | ペンタゾシン | 〃 | ソセゴン等 | 向劇 |
| 〃 | ブプレノルフィン塩酸塩 | 〃 | レペタン等 | 向劇 |
| 鎮静剤（注1） | ジアゼパム | 〃 | ホリゾン等 | 向 |
| 鎮量剤 | ジフェンヒドラミン・ジプロフィリン | 〃 | トラベルミン | |
| 解熱剤 | スルピリン水和物 | 〃 | メチロン等 | |
| 気管支拡張剤 | アミノフィリン水和物 | 〃 | ネオフィリン等 | |
| 〃 | テルブタリン硫酸塩 | 〃 | ブリカニール | 劇 |
| 〃 | ジプロフィリン | 〃 | ジプロフィリン等 | |
| 〃 | サルブタモール硫酸塩 | エアゾル | サルタノール等 | |
| 呼吸中枢刺激剤 | ドキサプラム塩酸塩水和物 | 注射液 | ドプラム | 劇 |
| 副交感神経遮断剤 | アトロピン硫酸塩水和物 | 〃 | アトロピン硫酸塩等 | 劇 |
| 局所麻酔・不整脈治療剤 | 塩酸リドカイン | 〃 | キシロカイン注ポリアンプ2%等 | 劇 |
| 利尿剤（注1） | フロセミド | 〃 | ラシックス等 | |
| 消化機能異常治療剤 | メトクロプラミド | 〃 | プリンペラン等 | |
| 消化性潰瘍用剤 | ファモチジン | 〃 | ガスター等 | |
| 体液バランス是正剤 | 炭酸水素ナトリウム | 〃 | メイロン(8.4%)等 | |
| 脳圧降下剤 | 濃グリセリン・果糖 | 〃 | グリセオール等 | |

| | | | | |
|---------------|-----------------------|----------|-------------|---|
| 抗ヒスタミン剤（注1） | d-クロルフェニラミンマ レイン酸塩 | 錠剤 | ポララミン等 | |
| 〃 | プロメタジン塩酸塩 | 注射液 | ヒベルナ | |
| 冠動脈拡張剤（注1） | ニトログリセリン | 錠剤 | ニトログリセリン等 | 劇 |
| 〃 | 〃 | 注射液 | ミリスロール等 | 劇 |
| 〃 | 〃 | エアゾル | ミオコールスプレー | 劇 |
| 血圧降下剤（注1） | ニフェジピン | カプセル又は錠剤 | アダラート等 | 劇 |
| 合成抗菌剤 | オフロキサシン | 錠剤 | タリビッド等 | |
| 抗生剤 | クラリスロマイシン | 〃 | クラリス等 | |
| 〃 | セフィキシム | カプセル | セフスパン | |
| 〃 | セフメタゾールナトリウム | 注射液 | セフメタゾン等 | |
| 〃 | ホスホマイシンナトリウム | 〃 | ホスミシンS等 | |
| 陣痛抑制剤 | リトドリン塩酸塩 | 錠剤 | ウテメリン等 | |
| 子宮収縮剤（注1） | メチルエルゴメトリンマ レイン酸塩 | 注射液 | メチルエルゴメトリン等 | 劇 |
| 表面麻酔剤 | 塩酸リドカイン | ゼリー | キシロカインゼリー等 | |
| 消毒薬（注1） | ベンザルコニウム塩化物 | 液 | オスバン等 | |
| 〃 | 消毒用エタノール | 〃 | 消毒用エタノール | |
| 抗生物質含有貼付剤 | フラジオマイシン硫酸塩 | 貼付剤 | ソフラチュール | |
| 不整脈治療剤 | リン酸ジソピラミド | 注射液 | リスモダンP | 劇 |
| 〃 | ベラパミル塩酸塩 | 〃 | ワソラン等 | 劇 |
| 〃 | プロプラノロール塩酸塩 | 〃 | インデラル | 劇 |
| 〃 | ジルチアゼム塩酸塩 | 〃 | ヘルベッサー等 | 劇 |
| 血栓溶解剤（t-PA製剤） | アルテプラナーゼ（遺伝子組換え） | 〃 | アクチバシン等 | |
| 無機質製剤 | L-アスパラギン酸カリウム | 〃 | アスパラカリウム等 | |

（注1）別表1に掲げられている医薬品

（注2）標記中、劇：劇薬、向：向精神薬を示す。

| 医療用具 | 規格 |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 針付き糸 | 19mm 強彎角針 ナイロン 2 - 0 |
| 〃 | 15mm 〃 〃 3 - 0 |
| 〃 | 13mm 〃 〃 4 - 0 |
| 〃 | 33mm 1/2 丸針 カットグート (クロミック) 2 - 0 |
| 絹糸 | 1 - 0 |
| 縫合針セット | 21mm/25mm 強彎角針 (バネ孔) 2 本入 |
| ペアン (注2)、コッヘル | |
| 持針器 | マッシュ 160mm |
| 外科鉗 | 直 140mm (両側鈍) |
| メス | 10 番、11 番 |
| ピンセット | 150mm 並筋有鉤、プラスチック無鉤 |
| スキンステープラー | |
| ステリーストリップ | 中 |
| 注射器 (注1) | 30ml、20ml、10ml、5ml、2.5ml、1 ml |
| 注射針 (注1) | 27G、23G、21G |
| 翼状針 (注1) | 25G、23G、21G |
| 輸液セット (注1) | 一般用、微量用 |
| 静脈留置針 | 24G、22G、20G、18G |
| 駆血帯 (注1) | |
| 新生児口腔内気道吸引カテーテルセット | 20cc |
| 三方活栓付延長チューブ | |
| セイラムサンプチューブ | 胃管 16F |
| ネラトンカテーテル | 導尿用 10F |
| 臍帯クリップ | |
| エアウェイ (注1) (注2) | 大、中、小 |
| バイトブロック (注1) (注2) | 中 |
| アンプルカット (注1) (注2) | |
| ガーゼ (注1) (注2) | |
| 絆創膏 (注1) (注2) | |
| カット綿 (注1) (注2) | |
| 消毒綿棒 (注1) (注2) | 大、中 |
| 無菌ドレープ | 90×90cm、100×130cm |
| 外科手袋 | 6.5, 7.0, 7.5 |
| 喉頭鏡およびスペアー電球 (注2) | |
| 喉頭鏡ブレード (マッキントッシュ型) (注2) | 特大、大、中、小 |
| 喉頭鏡ブレード (ミラー型) (注2) | |
| 乾電池 (喉頭鏡用) (注2) | |
| 血糖測定用テープ | |
| 血圧計 (注1) (注2) | |
| 聴診器 (注1) (注2) | |
| 開口器 (注2) | |
| ラリングルマスク (注2) | |
| スタイレット (注2) | |
| 挿管チューブ (Portex) (注2) | 8.0 mm, 7.0 mm, 6.5 mm, 5.0mm (カフ有り) |
| 〃 (注2) | 6.5 mm, 5.0 mm, 3.0mm, 2.0mm (カフ有り) |
| 用手式蘇生バッグ (注1) (注2) | |
| 用手式蘇生バッグ用マスク (注1) (注2) | 大、中 |

| | |
|--------------------|-------|
| リザーバーバッグ（注2） | |
| 酸素ボトル接続チューブ（注2） | |
| 液体吸引器（注2） | |
| 吸引カテーテル（注2） | 大、中、小 |
| 異物吸引器（注2） | |
| マウスピース（注2） | |
| 陰圧式固定具（注2） | |
| 簡易担架（注2） | |
| 除細動器（注2）（注3） | |
| 心電図計（注2）（注3） | |
| 小型患者監視装置（注2）（注3） | |
| パルスオキシメーター（注2）（注3） | |

（注1）別表1に掲げられている医療用具

（注2）他の医薬品及び医療用具箱に収納してよいもの

（注3）除細動器等の機器については、航空運送事業者により航空機の計器等に電磁障害を起さないと確認されたものに限る。なお、これらの機器の離着陸時の使用に際しては、航空運送事業者により離着陸時にも使用できることが確認されたものに限って使用すること。